

自治体情報システム標準化による現行機能の削除

1 システム標準化による現行機能の削除について

- ・国が進めるシステム標準化は全国统一の仕様とし、市町村独自のカスタマイズを認めていません。よって現行機能のカスタマイズを引き継ぐことができません。
- ・令和4年度中に各システムごとに示された仕様書(第1版)と現行システムとの比較検証作業を実施した結果、それぞれのシステムで移行できないカスタマイズが多数散見されており、今後新たに示される仕様書の比較検証と合わせ、その対応を各課で検討していく予定です。
- ・このうち、市民課所管のシステムで検証を行ったところ、他課の業務データ作成等を取り扱っていることから、関係課において内容を把握いただき、機能削除に伴う対応策を検討していく必要があります。
- ・事前に市民課より各課に説明した際「削除されると困る」「何とか残してほしい」等の要望が多い状況ですが、カスタマイズ不可となるため、各課にて削除を念頭において、対応策を検討いただくこととなります。

2 今後の作業について

- ・昨年同様、システムごとの比較検証作業を実施し、各課においては発生した課題を検討いただき、各課の検討結果を基に個別または全体調整していく予定です。(国の仕様書は未確定であり変更もあり得ます)
- ・なお、「カスタマイズを継続」「なくてはダメだ」等のご意見もあると思いますが、国の仕様上対応できません。

※別途対応システムの構築等は考えていない状況です

3 別紙「標準化システムにより削除される連携機能等一覧」

<内容について>

- ①「タイトル」から「カスタマイズの内容」まで
業務利用方法等を記載しています。
- ②「担当課(室・係)」
市民課で作成したデータを利用・連携している担当課
- ③「各課調整内容」
市民課と担当課間の調整結果
- ④「調整結果」
 - ・削除可…機能削除しても問題ない(代替案あり)
 - ・保 留…可否を検討中
 - ・要検討…削除されると業務に影響があるため対応策の検討が必要